

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

規則 主要目次

- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則……………一
- 岡山県看護学生奨学資金貸与規則等の一部改正……………二
- 岡山県奥津地区観光レクリエーション施設条例施行規則の廃止……………三
- 岡山県港湾区域等管理規則の一部改正……………三
- 岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則の一部改正……………四
- 岡山県立都市公園条例施行規則の一部改正……………六
- 岡山県風致地区条例施行規則の一部改正……………七
- (以上県例規集登載)
- 告 示
- 港湾施設の指定の一部改正……………一
- 港湾施設の貸付け……………一三
- (以上県例規集登載)
- 岡山県港湾施設管理及び利用条例に基づくコンテナターミナルの指
- 定の廃止……………一三
- 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定……………一三
- 岡山県風致地区条例施行規則の規定による甲種地区及び乙種地区の指定……………一四
- 企業局
- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程……………一四
- (県例規集登載)
- 教育委員会
- 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則……………一六
- (県例規集登載)
- 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定……………一七
- 公安委員会
- 岡山県警察組織規則の一部改正……………一八
- (県例規集登載)

規則

●岡山県規則第十八号
岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等を岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岡山県条例第八号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第三条から第六条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 知事等 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律、法律に基づく命令及び条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

二 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 次に掲げるもの(知事等において情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機(以下「県の使用に係る電子計算機」という。)から検証できるものに限る。)をいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第一号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

ハ 商業登記法(昭和三十八年法律第百一十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

ニ その他知事が指定する電子証明書

(適用範囲) 第三条 この規則は、知事が別に定める手続等について適用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、知事の定める技術的基準に適合するものから入力し、申請

等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することによって、他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等を知事の定めるところにより提出することを妨げない。

一 県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項

2 前項の規定により申請等を行う者（以下この条において「申請等を行う者」という。）は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の定める申請等については、知事の定める措置を講ずることをもってこれらに代えることができる。

3 知事は、申請等を行う者が第一号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した他の条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないものとすることができる。

一 申請等を行う者に係る第二号第三号イに掲げる電子証明書を送信するとき

申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を認めるために添付を求めているものに記載されている事項

二 申請等を行う者に係る第二号第三号ロに掲げる電子証明書を送信するとき

申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本であって、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を認めるために添付を求めているものに記載されている事項

三 申請等を行う者に係る第二号第三号ハに掲げる電子証明書を送信するとき

申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であって、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載されている事項

4 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条 知事等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条 知事等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等をする場合においては、当該事項についてインターネットを利用する方法、県の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法に

より縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条 知事等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第八条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第九条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしてある手続等のうち情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、条例等に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

（その他）

第十条 この規則に定めるもののほか、知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしてある手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織を使用して行う申請等の手続の特例に関する規則の廃止）

2 電子情報処理組織を使用して行う申請等の手続の特例に関する規則（平成十五年岡山県規則第五号）は、廃止する。

●岡山県規則第十九号

岡山県看護学生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県看護学生奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

（岡山県看護学生奨学金貸与規則の一部改正）

第一条 岡山県看護学生奨学金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）の一

部を次のように改正する。

第八条第一項第三号ホ中「の規定により指定された国立療養所」を「に規定する指定医療機関」に改める。

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第二条 児童福祉法等施行細則(昭和二十七年岡山県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。

様式第九号中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。

(岡山県医療扶助審議会規則の一部改正)

第三条 岡山県医療扶助審議会規則(昭和四十三年岡山県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「国立病院及び国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の児童福祉法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

●岡山県規則第二十号

岡山県奥津地区観光レクリエーション施設条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県奥津地区観光レクリエーション施設条例施行規則を廃止する規則

岡山県奥津地区観光レクリエーション施設条例施行規則(昭和四十九年岡山県規則第八十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

●岡山県規則第二十一号

岡山県港湾区域等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県港湾区域等管理規則の一部を改正する規則

岡山県港湾区域等管理規則(昭和二十七年岡山県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(権利の譲渡等)」に改め、同条中「工事の施行、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、様式第九号の許可申請書を知事に提出

しなければならない。
第十六条中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。
様式第八号の次に次の様式を加える。

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

岡山県 地方振興局長

殿

前占用者（権利を与えようとする者）

住 所

氏 名

後占用者（権利を受けようとする者）

住 所

氏 名

港湾水域（公共空地） 占用等に係る権利の譲渡等許可申請書

港湾区域（港湾隣接地域）内における港湾水域（公共空地）の占用（土砂の採取）に係る権利を担保に供し（譲渡し）たいので、岡山県港湾区域等管理規則（昭和27年岡山県規則第26号）第12条第1項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

1 占用（土砂採取）許可の内容

(1) 港湾名

(2) 位 置

市 町 村

番地先

(3) 占用面積（採取数量）

2 許可年月日及び番号

3 申請の理由

注：申請の理由の欄には、申請が必要となつた理由を詳細かつ具体的に記入すること。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

●岡山県規則第二十二号

岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則（昭和二十七年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「港湾の」及び「様式第七号」を削り、「様式第十三号又は様式第十四号」を「又は様式第十三号」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「条例第五条第二項に」を「前二項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業に使用される船舶により係留施設（小型船舶係留施設を除く。）を使用しようとする場合においては、様式第六号の許可申請書に代えて様式第七号の許可申請書を提出することができる。

第八条中「船揚場及び」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（権利譲渡等の許可申請）

第九条 条例第十一條ただし書の規定により、占用に係る権利を担保に供し、又は他人に譲渡しようとする者は、様式第十四号の許可申請書を知事に提出しなければならない。

様式第一号中「岡山県知事

殿」を「岡山県 地方振興局長

殿」に、「少数点以下1位未満は、切り上げる」を「少数点以下2位未満は、切り捨てる」に改める。

様式第二号から様式第六号までの様式中「岡山県知事

殿」を「岡山県 地方振興局長

殿」に改める。

様式第十号を削り、様式第九号中「様式第九号」を「様式第十号」に、「岡山県知事

殿」を「岡山県 地方振興局長

殿」に改める。

様式第八号中「様式第八号」を「様式第九号」に、「岡山県知事

殿」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第七号中「様式第七号」を「様式第八号」に、「岡山県知事

殿」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第7号 (第7条関係)

年 月 日

岡山県 地方振興局長

殿

申請者 (提出者・会社)
船社又は代理店
運航者
住所又は所在地

係留施設使用許可申請書

係留施設を使用したいので、岡山県港湾施設管理及び利用条例 (昭和27年岡山県条例第21号) 第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

使用期間	年	月	日から	年	月	日まで
船名						
航路名						
総トン数		t		t		t
船の全長		m		m		m
船幅		m		m		m
喫水						
貨物の種類及び数量						
希望船席係留場所						
可動橋使用の有無	有・無		有・無		有・無	
係留時間	別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり	
使用料						

注 1月ごとに提出すること。

様式第十一号から様式第十三号までの様式は「岡山県知事 殿」や「岡山県 地方振興局長 殿」に宛てる。
様式第十四号を次のように宛てる。

様式第14号（第9条関係）

年 月 日

岡山県 地方振興局長

殿

前占用者（権利を与えようとする者）

住所氏名

⑩

後占用者（権利を受けようとする者）

住所氏名

⑪

港湾施設の占用に係る権利の譲渡等許可申請書

港湾施設の占用に係る権利を担保に供し（譲渡し）たいので、岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和27年岡山県条例第21号）第11条ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

1 占用許可の内容

(1) 港湾名

(2) 位置 市 町 村 番地先 郡

(3) 占用面積

2 許可年月日及び番号

3 申請の理由

注 申請の理由の欄には、申請が必要となった理由を詳細かつ具体的に記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

●岡山県規則第二十三号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「別表第五の二の(ロ)のル」を「別表第五の二の(ロ)のヌ」に改める。

別表第二野球場・軟式野球場の項中

野球場・軟式野球場			
プロテクター	一個一日につき	四八〇円	倉庫渡しとする。
マスク	同	一六〇円	
レガース	同	一六〇円	

野 球 場			
プロテクター	一個一日につき	四八〇円	倉庫渡しとする。
マスク	同	一六〇円	
レガース	同	一六〇円	

を

別表第三総合グラウンドの項中

野 球 場			
硬式野球	同	午前八時三十分～午後九時	ただし、試合等の内容により、午後九時以後に延長して使用する場合は、この限りでない。
軟式野球	同	午前六時～午後七時	
ソフトボール	同	午前六時～午後七時	

を

野球場	硬式野球 軟式野球	同	午前八時三十分～午後九時。ただし、試合等の内容により、午後九時以後に延長して使用する場合は、この限りでない。
-----	--------------	---	--

に改め

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

●岡山県規則第二十四号

岡山県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県風致地区条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「。第四条第一項において「申請書」という。」を削る。

第三条中「。次条第二項において「通知書」という。」を削る。

第四条第一項中「申請書」を「風致地区内行為許可変更申請書（様式第一号）」に改め、同条第二項中「通知書」を「風致地区内行為変更通知書（様式第二号）」に改める。

第五条第二項中「前項の」を「前二項のそれぞれの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第六條第一項第四号ロの規定による区域は、甲種地区及び乙種地区とし、当該種別ごとの割合は、次の各号に定めるとおりとする。

一 甲種地区 十パーセント

二 乙種地区 二十パーセント

別表を次のように改める。

別表（第二条、第四条関係）

行為の区分	書	類
建築物等の新築、増築又は移転	仕様書（様式第六号から様式第九号まで） 位置図（縮尺二千五百分の一程度） 配置図（縮尺二千五百分の一以上） 平面図（縮尺二百分の一以上） 立面図（各部分の色彩を明示すること。縮尺二百分の一以上） 敷地内の植樹計画等	
宅地の造成等、土石の採取又は水面の埋立て若しくは	仕様書（様式第十号） 位置図（縮尺二千五百分の一程度） 現況平面図（土地に高低差のある場合は、等高線を記入すること。縮尺千分の一以上） 計画平面図（土地に高低差のある場合は、等高線を記入すること。縮尺千分の一以上）	

は干拓
縮尺千分の一以上
現況縦断面図（縮尺千分の一以上）
計画縦断面図（縮尺千分の一以上）
敷地内の植樹計画等

木竹の伐採
仕様書（様式第十一号）
位置図（縮尺二千五百分の一程度）
平面図（縮尺千分の一以上）

建築物等の色彩の変更
仕様書（様式第十二号）
位置図（縮尺二千五百分の一程度）
立面図（縮尺二百分の一以上）

屋外における土石、廃棄物又は再資源の扱い
仕様書（様式第十三号）
位置図（縮尺二千五百分の一程度）
配置図（縮尺二千五百分の一以上）
平面図（縮尺二百分の一以上）
立面図（縮尺二百分の一以上）

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第2条、第4条関係）

風致地区内行為許可（変更）申請書

年 月 日

殿

申請者

住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

岡山県風致地区条例（昭和45年岡山県条例第27号）第2条第1項（第5条第1項）の規定による許可（変更の許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 行為の種類	(1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転 (2) 宅地の造成等 (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) 水面の埋立て又は干拓 (6) 建築物等の色彩の変更 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積
2 行為場所	市 郡 町 村 大字 字
3 行為の目的及び理由	
4 行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 添付書類	(1) 仕様書 (2) 位置図 (3) 配置図 (4) 平面図 (5) 立面図 (6) 縦横断面図 (7) 植樹計画等
6 その他参考事項	
※	第 号
上記の申請については、下記条件を付して許可する。	
年 月 日	
記	

(注) 1 1及び5については、該当番号を○で囲むこと。
2 ※欄には、記入しないこと。
3 許可変更申請書の場合は、「その他参考事項」欄にその旨及び指令番号を記入すること。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条、第4条関係）

風致地区内行為許可（変更）通知書

年 月 日

殿

通知者 住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

岡山県風致地区条例（昭和45年岡山県条例第27号）第4条（第5条第2項）の規定により、次のとおり行為の通知（行為の変更の通知）をします。

1 行為の種類	(1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転 (2) 宅地の造成等 (3) 木竹の伐採 (4) 土石の埋立、採取 (5) 水面の埋立、又は干拓 (6) 建築物等の色彩の変更 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積
2 行為場所	市 郡 町 村 大字 字
3 行為の目的	
4 行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 その他参考事項	

(注) 1 1については、該当番号を○で囲むこと。
2 変更通知の場合は、「その他参考事項」欄にその旨を記入すること。

第10条第2項のようになす。

外

号

報 告 書 岡 山 県

平成16年3月23日

様式第10号 (第2条、第4条関係)

宅地の造成等、土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓仕様書

I 宅 地 の 造 成 等	1 行 為 の 種 類	(1) 宅地の造成 (2) 土地の開墾 (3) その他
	2 行 為 場 所	(1) 建築物敷地内 (2) 建築物敷地外
	3 行 為 面 積	m ² (A)
	4 隣接地の現況	
	移 切 土	m ³
	動 盛 土	m ³
	客 土	m ³
	土 量 (その他)	m ³
	5 生ずる法面の値	m
	6 緑 化 面 積	m ² (B)
II 土 石 の 類 の 採 取	7 緑 地 率 (B) / (A)	%
	8 跡地の処理方法	
	9 採取土石類の種類	
	1 採取区域面積	m ²
	2 採 取 量	m ³
	3 隣接地の現況	
III 水 面 の 埋 立 て 又 は 干 拓	4 採 取 方 法	(1) 横抗掘 (2) たて抗掘 (3) 斜抗掘 (4) その他
	5 跡地の処理方法	
	6 水 面 面 積	m ²
	7 埋立て(又は干拓)面積	m ²
	8 隣接地の現況	
	9 工 事 方 法	

5 跡地の処理方法

- (注)
- 1 I-1, I-2 及び II-5 については、該当番号を○で囲むこと。採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物その他の工作物等の有無を記入すること。
 - 2 I-5 の「移動土量」欄については、切土、盛土又は客土に該当しない場合は、「その他」欄に「掘さく、搬出」等、具体的に記入すること。
 - 3 I-9, II-6 及び III-5 の「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利鋪装、埋戻し等のほか、法面についても芝付け、コンクリートブロック擁壁、放置等具体的に記入すること。

様式第10号の次に次の一様式を添付する。

様式第13号 (第2条, 第4条関係)

屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積仕様書

1	たい積物の種類	
2	敷地面積	m ²
3	たい積を行う土地の面積	m ²
4	たい積物の高さ	m
5	たい積の目的	
6	隣接地の現況	
7	跡地の処理方法	

(注) 1 「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草地等の別、立木竹、建築物その他の工作物等の有無を記入すること。
2 「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻し等具体的に記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年五月十八日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県風致地区条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

◎岡山県告示第百六十九号

昭和四十二年岡山県告示第百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

表宇野港の項中

を

玉野市築港一丁目五、九六三番三六から同七、三五二番一三まで	一四、七三〇平方メートル (甲地 八区画 四、七三〇平方メートル)
-------------------------------	---

玉野市築港一丁目七、三五二番四及同七、三五二番一三地区	一三、二七四平方メートル (甲地 七区画 三、二七四平方メートル)
-----------------------------	---

に改め、同表岡山港の

項中

岡山市新築港六番一地内	高島一 二、二四一・六三八平方メートル 高島二 二、二五〇・〇平方メートル
岡山市築港元町三番地地先	給水口数 五箇所 (毎時最大給水能力 一、二〇立方メートル)

を

同表水島港の項中		岡山市新築港六番一地内		高島一 二、二四一・六三八 平方メートル 高島二 二、二五〇・〇平方 メートル	
玉島第二 橋号浮さん	倉敷市玉島乙島字新湊八二五八番 地地先	一基	給水口数 六箇所 (毎時最大給水能力 トル) 四〇立方メー トル	倉敷市南畝一丁目三番の五地地 先から同一七九番の五地地先まで	倉敷市水島海岸通四丁目三番地地 先
給水施設	倉敷市南畝一丁目三番の五地地 先から同一七九番の五地地先まで	給水口数 六箇所 (毎時最大給水能力 トル) 四〇立方メー トル	倉敷市水島海岸通四丁目三番地地 先	倉敷市南畝一丁目三番の五地地 先から同一七九番の五地地先まで	倉敷市玉島乙島字新湊八二五八番 地地先
玉島第二 橋号浮さん	倉敷市玉島乙島字新湊八二五八番 地地先	一基	給水口数 二箇所 (毎時最大給水能力 トル) 四〇立方メー トル	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五 地地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一
鉄鋼上屋	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五 地地先	一、六〇〇平方メー トル	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五 地地先	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五 地地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一
鉄鋼上屋	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五 地地先	一、六〇〇平方メー トル	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五 地地先	倉敷市南畝一丁目一七九番地の五 地地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一
コンテナ くん蒸庫	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一	二室	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二六二番 一
コンテナ 荷役機械	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	一基 (吊上荷重三〇・五ト ン)	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一
コンテナ 荷役機械	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	一基 (吊上荷重三〇・五ト ン)	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一

同表牛窓港の項中

コンテナ 荷役機械	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	一基 (吊上荷重三〇・五ト ン)	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先
倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	五二〇・〇メートル	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先	倉敷市玉島乙島字新湊八二五九番 一及び同八二五九番一地先

物揚場	邑久郡牛窓町紺浦地先	一八〇メートル	を
-----	------------	---------	---

物揚場	邑久郡牛窓町紺浦地先	一八〇メートル	に改める。
	邑久郡牛窓町牛窓三〇二番地先	三三メートル	

●岡山県告示第百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定により、次のとおり港湾施設を貸し付けるので、岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）第十六条第一項の規定により告示する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 借受事業者の名称 水島港国際物流センター株式会社
- 二 貸付期間 平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 貸付施設

1 港湾名 水島港

- 2 施設の位置 倉敷市玉島乙島字新湊八二六番一、八二六番二、八二六番三、八二六番四
- 3 施設の名称及び数量

名 称	数 量	摘 要
岸壁	三四〇・〇メートル	
コンテナ荷役機械	ガントリークレーン二基	吊上荷重 三〇・五ト
野積場	一二一、四六六・一五平方メートル	
冷凍コンテナ用電源施設	給電口数 四〇箇所	
駐車場	五、八七五・六四平方メートル	トレーラー待機場を含む。
コンテナくん蒸庫	二室	室内面積 一九二平方メートル
ゲート	六レーン	
船舶給水施設	八箇所	
コンテナ洗浄場	三〇四・五平方メートル	
検査場	一、〇二〇平方メートル	

照明鉄塔	八基	備品庫、受変電施設等
------	----	------------

●岡山県告示第百七十一号

平成十四年岡山県告示第百二十号（岡山県港湾施設管理及び利用条例に基づくコンテナターミナルの指定）は、平成十六年三月三十一日限り廃止する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

●岡山県告示第百七十二号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）第三条の規定により情報通信の技術を利用する方法により行われ、又は行うことができる手続等を次のように定める。

なお、平成十五年岡山県告示第八十五号（電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定）は、廃止する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請等

条 例 等	規 定	申 請 等 の 内 容
一 岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）	第十七条	個人事業税の事業開始等の届出
二 岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋条例施行規則（平成七年岡山県規則第三十一号）	第四条第一項	むかし下津井回船問屋行為許可申請
三 岡山県犬養木堂記念館条例施行規則（平成五年岡山県規則第五十号）	第四条第一項	犬養木堂記念館行為許可申請
四 岡山県岡崎嘉平太記念館条例施行規則（平成十三年岡山県規則第七十五号）	第四条第一項	岡崎嘉平太記念館行為許可申請
五 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（昭和六十二年岡山県規則第三十六号）	第十条	墓地（納骨堂・火葬場）工事着手届出
	第十一条	墓地（納骨堂・火葬場）工事完了検査申請

●岡山県告示第百七十三号

六 岡山県ふるく調理等規制条例施行規則（昭和四十九年岡山県規則第六十五号）	第三条第三項	ふく調理等営業事項変更届出（廃止に係るものを除く。）届出（廃止に係るものを除く。）
七 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）	第八条	合格证再交付申請（合格证を失った場合に係るものに限る。）（岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。）
八 岡山県二十一世紀の森条例施行規則（昭和五十六年岡山県規則第六十七号）	第四条 第五条	二十一世紀の森内行為許可申請 二十一世紀の森内行為変更許可申請
九 岡山県龍ノ口グリーンシャワー公園条例施行規則（平成二年岡山県規則第三十一号）	第二条第一項 第二条第二項	龍ノ口グリーンシャワー公園行為許可申請 龍ノ口グリーンシャワー公園行為変更許可申請
十 岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）	第二条 第三条	森林公園内行為許可申請 森林公園内行為変更許可申請
十一 岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）	第十六条	屋外広告物（掲出物件）除却完了届出
	第十九条	屋外広告物管理者設置届出
		屋外広告物設置者（管理者）変更届出
十二 宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年岡山県規則第二十七号）	第四条	宅地建物取引業従業者変更届出
十三 岡山県補助金等交付規則（昭和四十一年岡山県規則第五十六号）	第十二条 第十三条 第十三条第一項	補助事業等遅延等報告（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとされているものに限る。） 補助事業等実績報告（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとされているものに限る。）

岡山県風致地区条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第三十号。以下「規則」という。）第五条第三項の規定により、同条第二項の甲種地区及び乙種地区を次のとおり指定し、平成十六年五月十八日から施行する。

平成十六年三月二十三日

岡山県知事 石井 正弘

- 一 甲種地区の区域
- (1) 後楽園風致地区
- 後楽園周辺地区の区域
- 酒津風致地区
- (2) 第二種地区（規則第五条第一項第二号に規定する第二種地区をいう。以下同じ。）の区域のうち市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。）以外の区域
- 二 乙種地区の区域
- (1) 後楽園風致地区
- 操山周辺地区の区域のうち市街化調整区域以外の区域
- (2) 酒津風致地区
- 第二種地区以外の区域のうち市街化調整区域以外の区域
- (3) 吉備高原風致地区
- 第一種地区（規則第五条第一項第一号に規定する第一種地区をいう。）の区域のうち用途地域（法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。）が定められている区域
- 三 一の(1)の後楽園周辺地区及び二の(1)の操山周辺地区の区域は、別図に示すとおりとする。（別図は省略し、岡山県庁土木部都市局都市計画課及び岡山市役所都市整備局都市開発部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

企業局

●岡山県企業管理規程第三号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県公営企業管理者 龍門 功

程

第一条 管理者等に対して行うこととされ、又は管理者等が行うこととしてゐる手続等を岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岡山県県民生活部告示第一〇九号）で定める。

条例第八号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規程において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理者等 公営企業管理者（以下「管理者」という。）若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律、法律に基づく命令及び条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

二 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 次に掲げるもの（管理者等において情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機（以下「県の使用に係る電子計算機」という。）から検証できるものに限る。）をいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

ニ その他管理者が指定する電子証明書

（適用範囲）

第三条 この規程は、管理者が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、管理者の定める技術的基準に適合するものから入力し、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに代えて、他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等を管理者の定めるところにより提出することを妨げない。

一 県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項

2 前項の規定により申請等を行う者（以下この条において「申請等を行う者」という。）は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、管理者の定める申請等については、管理者の定める措置を講ずることをもってこれらに代えることができる。

3 管理者は、申請等を行う者が第一項第二号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した他の条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないものとすることができる。

一 申請等を行う者に係る第二項第三号イに掲げる電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載されている事項

二 申請等を行う者に係る第二項第三号ロに掲げる電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載されている事項

三 申請等を行う者に係る第二項第三号ハに掲げる電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載されている事項

4 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条 管理者等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条 管理者等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等をする場合においては、当該事項についてインターネットを利用する方法、県の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条 管理者等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うも

のとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第八条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第九条 管理者等に対して行うこととされ、又は管理者等が行うこととしている手続等のうち情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、条例等に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規程の規定の例による。

(その他)

第十条 この規程に定めるもののほか、管理者等に対して行うこととされ、又は管理者等が行うこととしている手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡 山 県 教 育 委 員 会

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 岡山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して行うこととされ、又は教育委員会が行うこととしている手続等を岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岡山県条例第八号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第三条から第六条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「電子署名」とは、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二十三号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

3 この規則において「電子証明書」とは、次に掲げるもの(教育委員会において情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機(以下「教育委員会の使用に係る電子計算機」という。)から検証できるものに限る。)をいう。

一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

三 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四 その他教育委員会が指定する電子証明書

(適用範囲)

第三条 この規則は、教育委員会が別に定める手続等について適用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、教育委員会の定める技術的基準に適合するものから入力し、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに代えて、他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等を教育委員会の定めるところにより提出することを妨げない。

一 教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項

2 前項の規定により申請等を行う者(以下この条において「申請等を行う者」という。)は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会の定める申請等については、教育委員会の定める措置を講ずることをもってこれらに代えることができる。

3 教育委員会は、申請等を行う者が第一号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した他の条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないものとすることができる。

一 申請等を行う者に係る第二条第三項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき

申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載されている事項

二 申請等を行う者に係る第二条第三項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載されている事項

三 申請等を行う者に係る第二条第三項第三号に掲げる電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載されている事項

4 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等をする場合においては、当該事項についてインターネットを利用する方法、県の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該事項を教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第八条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置で

あつて規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第九条 教育委員会に対して行うこととされ、又は教育委員会が行うこととしている手続等のうち情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、条例等に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

（その他）

第十条 この規則に定めるもののほか、教育委員会に対して行うこととされ、又は教育委員会が行うこととしている手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 電子情報処理組織を使用して行う申請等の手続の特例に関する規則（平成十五年岡山県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

岡山県教育委員会告示第二号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県教育委員会規則第一号）第三条の規定により情報通信の技術を利用する方法により行われ、又は行うことができる手続等を次のように定める。

なお、平成十五年岡山県教育委員会告示第二号（電子情報処理組織を使用して行われることができる申請等の指定）は、廃止する。

平成十六年三月二十三日

岡山県教育委員会

規 則	規 定	申 請 等 の 内 容
一 岡山県青年の家規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第七号）	第九條第一項	使用許可申請（岡山県洪川青年の家に係るものに限る。）
二 岡山県青少年教育センター関係学校規則（昭和四十年岡山県教育委員会規則第六号）	第六條第一項	利用等許可申請
三 岡山県生涯学習センター条例施行規則（平成八年岡山県教育委員会規則第十九号）	第九條第一項	視聴覚教材等の貸出しの申請
	第六條第二項	利用等変更許可申請

公安委員会

●岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月二十三日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第四条の二中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 犯罪被害者対策（犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。）に関する事。

五 犯罪被害者等給付金に関する事。

第五条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の施行に関する事（暴力団対策課の所掌に属するものを除く。）。

第十一条中第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同条に次の一号を加える。

十一 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）の施行に関する事。

第十四条（見出しを含む。）中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同条第一号中「銃器事犯、薬物事犯及び生活経済事犯」を「環境関係事犯、保健衛生関係事犯及び経済関係事犯」に改め、「（他課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第五号を削り、第四号を第六号とし、第二号及び第三号を削り、第一号の次に次の四号を加える。

二 高圧ガスその他の危険物の取締りに関する事。

三 風俗関係事犯の取締りに関する事。

四 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）の施行に関する事。

第十四条に次の一号を加える。

七 第一号から第四号までに掲げるもののほか、特別法令違反の取締りに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第十五条第二号中「組織犯罪」の下に「の取締り」を加え、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十八条に次の二号を加える。

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関する事。

六 薬物乱用防止対策及び銃器総合対策に係る行政施策の推進に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。